

○神奈川県警察武道館運営要綱の制定について

(昭和 59 年 4 月 1 日例規第 23 号／神教発第 142 号)

各所属長あて 本部長

神奈川県警察武道館運営要綱を制定し、昭和 59 年 4 月 1 日から施行することとしたから、効果的な運用に努められたい。

神奈川県警察武道館運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神奈川県警察庁内管理規程(昭和 54 年神奈川県警察本部訓令第 15 号)、神奈川県警察組織規程(昭和 53 年神奈川県警察本部訓令第 5 号)、神奈川県警察教養規程(平成 14 年神奈川県警察本部訓令第 14 号。以下「教養規程」という。)及び、神奈川県警察術科特別訓練実施要綱の制定について(昭和 59 年 4 月 1 日 例規第 24 号、神教発第 157 号。以下「特練実施要綱」という。)に定めのあるもののほか、神奈川県警察武道館(以下「武道館」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(教養課長の任務)

第 2 条 教養課長は、武道館の適正な管理に当たるものとする。

(武道館長の任務)

第 3 条 武道館長(以下「館長」という。)は、武道館の適正な運営に当たるものとする。

2 館長は、武道館の運営について教養課長と協議するものとする。

(使用の範囲)

第 4 条 武道館は、次に掲げる訓練等のために使用するものとする。

- (1) 教養規程第 10 条第 2 項第 1 号に規定する術科指導者の訓練
- (2) 特練実施要綱に規定する特練員(けん銃及び駅伝の特練員を除く。)の訓練
- (3) 職員の柔道、剣道及び逮捕術の技能検定
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、館長が特に必要と認めた警察術科の訓練

(使用の特例)

第 5 条 武道館は、少年柔剣道活動推進要領の制定について(昭和 58 年 4 月 1 日 例規第 25 号、神少発第 143 号)の 3 に規定する柔剣道の実施場所として使用することができる。

2 警察署長は、前項による柔剣道の実施場所として武道館を使用するときは、あらかじめ武道館使用申請書(第 1 号様式)により警察本部長(教養課長経由)に申請し、承認を受けなければならない。

(使用者の遵守事項)

第 6 条 武道館を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 訓練にふさわしい言語、態度及び礼儀作法をとること。
- (3) 許可を得ないで火器を使用しないこと。

- (4) 事故防止に努めること。
- (5) その他館長の指示に従うこと。

2 館長は、前項の遵守事項を武道館に掲示しておくものとする。

(武道館使用簿)

第7条 武道館を使用した者は、武道館使用簿(第2号様式)に所要の事項を記載し、館長に提出しなければならない。